

耐震改修促進計画って？

住宅・建築物の耐震性を向上させることで、地震時の建物倒壊による被害を少なくするための計画です。

どうして耐震化が必要なの？

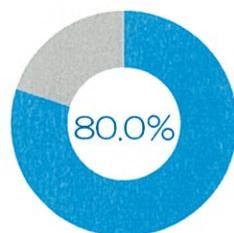
平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災では、約26万棟の家屋が全半壊し、6,434人の尊い命が失われました。このうち、地震による直接的な死者数は、5,502人上り、その約9割にあたる4,831人は、住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

近年、東南海・南海地震など大地震の発生の切迫性が指摘されており、被害を軽減させるために、住宅・建築物の耐震化が求められています。

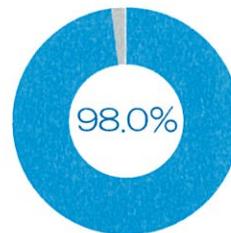
北谷町では、住宅・建築物の耐震化を促進するために、「北谷町耐震促進計画」を策定しました。

今はどのくらい耐震化されているの？

北谷町では、住宅が約80%、特定建築物（多数の人が利用する大きな建築物）が98%です。



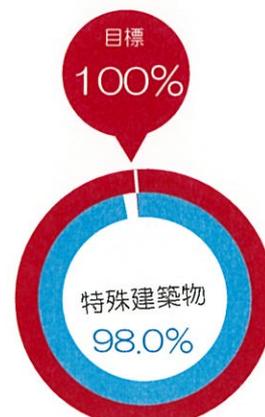
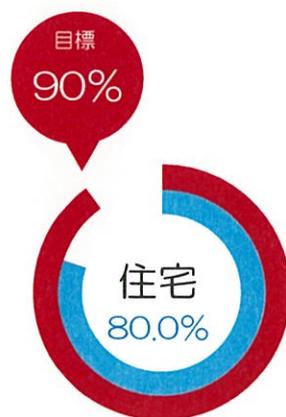
住宅



特定建築物

耐震化の目標は？

平成32年までに、住宅が90%、特定建築物が100%を目標にします。



施策の概要

施策の取組方針

- ① 町民の「生命・財産を守る」ことを基本とします。
- ② 建物全体の耐震化が困難な場合は、最低限の「生命を守る」ための改修等を促進します
- ③ 耐震化率の低い住宅、地震がおきたときに人々に及ぼす被害が大きくなる特定建築物を中心に施策を展開します
- ④ 非木造の住宅、昭和57年（1982年）以降の建築物については、耐震診断等の啓発に努めます
- ⑤ 耐震化推進にあたっては、沖縄県および関係機関と積極的に連携をはかります

○住宅の耐震化

- ・ 効果的な普及啓発
- ・ 戸建住宅の耐震化促進

○公共建築物の耐震化

- ・ 町民の生命の保護を最優先に考えた計画的な耐震化の推進
- ・ 町有建築物の耐震化及び非構造部材の耐震化

○民間特定建築物の耐震化

- ・ 耐震促進法に基づき、沖縄県が行う指導、助言等への協力、及び県への調査依頼
- ・ 所有者等による耐震診断や耐震改修が円滑に実施できるような支援制度の検討

○耐震改修促進に資するその他の施策

- ・ 建築物の総合的な安全対策
- ・ 横断的な取り組みによる総合的な地震防災対策
- ・ 地域における取り組みの促進
- ・ ハザードマップの更新